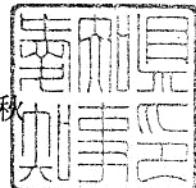


21 水地環第 307 号  
平成 21 年 11 月 9 日

愛知県環境審議会

会長 森嶌 昭夫 様

愛知県知事 神田 真秋



水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について（諮問）

のことについて、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

担当 環境部水地盤環境課  
調査・計画グループ  
電話 052-954-6220（ダイヤルイン）

## 説明

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準については、平成15年11月5日に、水生生物の保全に係る水質環境基準が新たに設定されました。

水生生物の保全に係る水質環境基準については、水生生物の生息状況の適応性に応じて水域類型が設けられておりますが、この水域類型を当てはめる水域の指定は、環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に係る政令（平成5年政令第371号）で定める水域については国が、それ以外の水域については都道府県知事が行うこととされております。

このため、水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定を行うにあたり、貴審議会の意見を求めるものです。